

公益社団法人北九州市獣医師会会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会（以下「この法人」という。）における会員の区分、入退会等について定め、それによって会員の構成及び身分を明確にすることを目的とする。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づく正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員とする。

第2章 会員区分

(小動物臨床会員)

第3条 細則第2条第1号①に規定する小動物臨床会員を次のとおり区分する。

①小動物臨床会員（1）

個人注射事業および集合注射事業に参加する獣医師

②小動物臨床会員（2）

小動物臨床会員のうち身体的な理由により理事会が集合注射の出務を免除した者、もしくは狂犬病予防事業運営規程第6条第6項に定める年齢に達した者。

(勤務会員)

第4条 細則第2条第1号②に規定する勤務会員において小動物診療施設以外の勤務先とは行政、企業及び研究機関等を指す。

(勤務会委員及びシニア会員の資格)

第5条 細則第2条第1号②に規定する勤務会員または同③に規定するシニア会員の資格を有するものであっても、現在小動物診療施設を管理する獣医師はこれに含まれない。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は公益法人日本獣医師会の構成員としては扱わない。

第3章 入会

(入会手続き等)

第7条 この法人の各区分の会員の入会手続きは、次のとおりとする。

(1) 小動物臨床会員

イ.小動物臨床会員として入会しようとする者は、小動物臨床会員1名の推薦人から推薦を受け所要事項を記入した所定の入会申込書(様式1)に誓約書(様式2)及び履歴書を添えて会長に申し込まなければならない。

ただし事業承継に伴う入会時には様式(1)、(2)に加え病院事業を譲り渡す会員の区分変更届(様式5)若しくは退会届(様式7)を添えて会長に申し込まなければならない。

ロ.推薦人は小動物臨床会員で、入会后3年を経過した休会中でない者とする。

ハ.推薦人は3年間を指導期間とし推薦者に会の方針及び会則等について指導する。

ニ.推薦は同時に2名まで可能であり、指導期間が終了すれば新たな推薦が行える。

(2) 勤務会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所要事項を記入した所定の入会申込書(様式3)に誓約書(様式2)及び履歴書を添えて会長に申し込まなければならない。

2 入会は理事会においてその可否を決定し、会長がその本人に可否決定から2週間以内に通知するものとする。

(区分変更)

第8条 区分変更を希望する会員は、所要事項を記入した所定の区分変更申込書(様式4もしくは様式5)により会長に申し込まなければならない。

(1) 小動物臨床会員への区分変更時には様式4を使用する。

(2) 病院事業承継による区分変更時には様式1と様式5を使用し同時に提出する。

(3) その他の区分変更時には様式5を使用する。

2 区分変更は理事会においてその可否を決定し、会長が可否決定から2週間以内に本人に通知するものとする。

3 小動物臨床会員への変更時には小動物臨床会員と同額の入会金を納入し小動物臨床会員1名の推薦を受けなければならない。

4 名誉会員への区分変更は、その資格を有している者でも本人が変更を希望しない場合は現在の区分を継続することができる。

変更届)

第9条 会員は、その氏名、住所及び診療施設の名称について変更があった時は、変更後2週間以内に所要事項を記入した所定の変更届（様式6）により届け出なければならない。

（再入会）

第10条 退会届を提出した者が再度入会しようとするときは、第7条の規程適用を受け、新規入会手続を行わなければならない。

第4章 会費

（入会金及び会費）

第11条 定款第7条第2項の入会金及び会費は定款第15条の定時総会において決定する。

（会費の免除）

第12条 会員の入会年度の会費は、理事会において決定する。

2 小動物臨床会員で休会中の者の会費は、理事会において決定する。

第5章 退会

（退会）

第13条 会員は、所要事項を記入した所定の退会届（様式7）を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし病院事業承継に伴う退会の場合は、病院事業を譲り受ける者の入会が認められ、入会の手続きが完了した時点での退会とする。

第6章 休会

（休会）

第14条 会員の休会期間は原則として年度単位とする。

2 休会しようとする会員は、所要事項を記入した所定の休会申込書（様式8）及び診断書等を会長に提出する。休会については理事会においてその可否を決定し、会長がその本人に可否決定から2週間以内に通知するものとする。

3 休会者の会員にかかる権利及び義務は次の事項を除いて停止する。

- （1）獣医師に関する法律の改正等及び重要事項の連絡
- （2）慶弔見舞金の給与
- （3）獣医師会に連絡があった会員の弔事の連絡
- （4）獣医師法第22条の届け出用紙の送付

(休会からの復帰)

第15条 休会者が復帰を希望する場合は、復帰希望年度開始の2箇月前となる1月31日までに復帰申込書(様式9)を会長に提出する。復帰については理事会においてその可否を決定し、会長がその本人に可否決定から2週間以内に通知するものとする。

第7章 弔慰金

(弔慰金)

第16条 弔慰金は次のように定める

(1) 会員 30,000円

(2) 会員の配偶者 10,000円

(3) その他 会長の判断にて金額を決定し、後日理事会の承認を得る。

第8章 補則

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の発議により、総会において行う。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年5月29日から施行する。

この規程は、平成28年5月31日から施行する。

この規程は、平成30年10月11日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月27日から施行する。

入会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

北九州市獣医師会定款、細則及び各規程を承諾し、小動物臨床会員として入会を申し込みます。

なお、下記の記載について間違いはございません。

ふりがな

氏 名 _____ (印)

1 本籍地 (都道府県名)

2 現住所 〒

TEL

FAX

3 生年月日 年 月 日

4 獣医師名簿登録年月日 年 月 日
獣医師名簿登録番号 第 号

5 出身大学校名

卒業年月日 年 月 日

6 管理する動物病院名

管理を開始した年月日 年 月 日

所在地 〒

TEL

FAX

7 推薦人
住所

氏名 (印)

誓約書

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

ふりがな

氏 名 _____ ⑩

私は、貴会に入会するにあたり、公益社団法人北九州市獣医師会が定める下記事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、除名等、貴会が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 定款、その他の会の規則、規程等を遵守します。
- 2 この法人の名誉を棄損したり、この法人の目的に反するような行為をしたり、又は秩序を乱したりしません。
- 3 会費を5箇月以上滞納しません。

入会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

北九州市獣医師会定款、細則及び各規程を承諾し、勤務会員・準会員・賛助会員として入会を申し込みます。

なお、下記の記載について間違いはございません。

ふりがな

氏 名 _____ ⑩

1 本籍地（都道府県名）

2 現住所 〒

TEL

FAX

3 生年月日 年 月 日

4 獣医師名簿登録年月日 年 月 日
獣医師名簿登録番号 第 号

5 出身大学校名

卒業年月日 年 月 日

6 勤務先の所在地
名称

所在地 〒

TEL

FAX

様式 4

区分変更申込書

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

現在の _____ 会員から小動物臨床会員への区分変更を申し込みます。

氏名 ㊞

現住所 〒

TEL

FAX

推薦人

住所

氏名 ㊞

様式 5

区分変更申込書

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

現在の _____ 会員から _____ 会員への区分変更を申し込みます。

氏名 ㊟

現住所 〒

TEL

FAX

様式 6

変更届

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

氏名、住所、勤務先等の変更がありましたので変更届をお届けいたします。

氏名 ㊟

現住所 〒

TEL

FAX

変更内容

変更後	変更前

様式 7

退会届

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

下記の理由のため、退会届をお届けいたします。

氏名 印

現住所 〒

TEL

FAX

退会理由

様式 8

休会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

下記の理由のため、平成 年 月から、平成 年 月まで
休会を申し込みます

氏名 ⑩

現住所 〒

TEL

FAX

休会理由

様式 9

復帰申込書

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長 様

休会しておりましたが復帰を申し込みます。

氏名 ⑩

現住所 〒

TEL

FAX